

農振第408号
令和7年12月11日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

米沢市長 近藤 洋介

市町村名 (市町村コード)	米沢市 (62022) 南原地区
地域名 (地域内農業集落名)	(窪倉、芳泉町上、芳泉町下、石垣町、横堀町、笹野町、新町、東下、東中、東上、大平、大平開拓、大白布、小白布、龍田、道神、杉の下、中関、綱木、関町、立石、坂下、市布、繰返部落、宮の前、八か代、上三角、中三角、下三角、猪苗代町、上笹野、坂の下、最上在家、笹野、諸仏町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月28日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の高齢化が進み、担い手が不足しているとともに、若手農業者や後継者がほとんどいない状況である。山間地付近に位置し、水利や傾斜による耕作条件の悪い農地があるほか、イノシシやサルによる獣害も多く、農業生産活動を行うためには電気柵等の獣害対策が必須であるなど、平地と比較して耕作条件が不利である。近年においては、農作物の生産コスト上昇分や農業機械・資材費高騰分の価格転嫁が困難な状況であり、耕作条件の悪さや獣害に加え、低所得による農業の魅力の無さが、新規参入者や後継者等の確保の阻害要因となっており、大規模農業者が農業を辞めてしまうと地区農業が崩壊し、耕作放棄地も激増してしまう危機的状況である。

現状を踏まえ、農業に魅力を感じられるよう所得向上等に繋がる取組を地区で検討しながら、担い手となり得る若手や新規参入者の確保・育成、地区外からの就労者の確保を進め、交付金制度を活用した獣害対策や水路・農道等の保全管理など、地区で結託して取組を継続していく必要がある。

【地域における主要な作物】水稻、そば、飼料作物

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻とそばを地区の中心作物としながら、飼料作物や地域特性を活かした小麦等の作物も振興する。所得向上を目指すため、市や農業委員会と連携して定期的に話し合いの場を設けながら、高収益作物の導入・選定を地区で検討を進め、所得向上を目指す。

所得向上を目指すとともに、新規就農者や若手農業者、地区外からの就労者、兼業で農業を手伝える方等を募り、農地の引き受け手の増加を目指し、大規模農業者や複数人が結託して法人化するなどして、後継者の確保を進める。

耕作条件の悪い地域は農業所得に結び付きにくいため、無理に耕作せず、獣害対策や農地保全のために草刈り等の保全管理作業を行う。

多面的機能支払交付金などを活用して、地区での水路・農道等の保全管理作業や獣害対策の取組を継続していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	314.46 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	311.71 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

基本的には、畜舎(農業用施設用地)及び農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針

地区的農業委員や農地利用最適化推進委員と調整を図りながら農地中間管理機構を活用し、担い手や目標地図に位置付けた方に対して優先的に貸し付けることで農地を集積・集約し、今後も農業を継続していく方の農業経営の効率化を図る。農地の集積・集団化には地権者の理解が必要となる。地区全体の集積・集団化の推進や見直しを進めるため、一部の担い手だけではなく、地区全体の担い手及び地権者等関係者全員による話し合いの場を持つようにする。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地区的農業委員や農地利用最適化推進委員と調整を図り、農地中間管理機構を活用する。活用する際は、出来るだけまとまった農地を貸し付けるようにし、担い手や目標地図に位置付けた方に優先的に貸し付けていく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

各圃場の水路・畦畔等の整備や作業しやすいよう区画整理を進める。

多面的機能支払交付金の拡充を要望し、交付金を活用した地区もしくは集落での保全管理作業を継続して実施していく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

後継者が少ないため、他地区の方や兼業で農作業を手伝える方の確保を進める。

また、行政等と連携して新規就農者の確保も進め、新規就農者が定着できるよう支援カリキュラム等の作成を検討する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

農作業受託組織へ積極的に作業を委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策

イノシシ・サル・クマによる被害が増えているため、国の支援制度を活用して電気柵の設置範囲を拡大する。電気柵以外にも効果のある対策を地区で検討を進める。

⑦保全・管理等

耕作者だけでなく、地権者も協力して実施する。

⑧農業用施設

地区内農業者の支援のため、農業用施設や設備を増やしていく。

⑩その他

関係機関と連携し、インフラ整備を進める必要がある。